淡路市制限付一般競争入札公告

令和７年度　生穂佐野地区周辺整備事業　野田尾排水路改修工事に係る制限付一般競争入札を実施しますので、入札参加の希望がある場合は、次により申込みを行ってください。

令和８年３月１１日

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　入札に付する事項

（１）　工　事　番　号　　淡農土第２９号

（２）　工 事 の 名 称　　令和７年度　生穂佐野地区周辺整備事業　野田尾排水路改修工事

（３）　工　事　場　所　　淡路市　野田尾　地内

（４）　工　　期　　契約締結の日から令和８年１０月３０日まで

（５）　入 札 の 方 法　　電子入札による制限付一般競争入札（事後審査型）

（６）　最 低 制 限 価 格　　有（事後公表）

（７）　低入札価格調査　　無

（８）　支　払　条　件　　入札に関する条件による。

ア　前払金　　有

イ　部分払　　有

ウ　年割払　　無

エ　中間前金払　　有

オ　中間前金払と部分払の選択該当工事別　有

（９）　そ　　の　　他

ア　応募方法（単独・ＪＶ可）　単独のみ

イ　積算内訳書の提出　　必要

２　工事の概要

（１）　当該工事の所管課　産業振興部　農地整備課

（２）　工　事　種　別　土木一式工事

（３）　工　事　概　要　土工　一式、水路工　９３．２ｍ、集水桝工　２基

３　契約条項を示す場所　　淡路市総務部管財課

（淡路市生穂新島８番地　淡路市役所１号館２階）

４　入札執行の日時及び場所

（１）　開札日時　令和８年４月１４日（火）午前９時１５分

（２）　開札場所　淡路市役所　１号館２階　大会議室２

（３）　電子入札の期間、時間及び方法

電子入札システムによる電子入札書及び積算内訳書の提出方法等は、次のとおりとする。

ア　入札期間　令和８年４月９日（木）から同月１３日（月）までの間

イ　提出時間　午前９時から午後８時までの間。**ただし、最終日は、午後１時まで**とする。

ウ　提出方法　**電子入札システムから入札書送信の方法により提出すること。**

※　積算内訳書の提出は、費目、各工種、種別、細別に相当する項目までを記載し、電子入札システムからの入札書送信に添付すること（１ＭＢを超えるものは、添付できない。）。

１ＭＢを超え、紙により提出となる場合は、積算内訳書を封緘し、持参又は書留郵便の方法により、上記ア及びイにより指定する締切日時までに必着のこと。

※　電子入札を紙入札により行うことの承認を得ようとする場合は、下記１３の（２２）に記載するところにより、あらかじめ、市長の承認を得なければならないこと。

５　入札保証金　　免除

６　契約保証金　　契約金額の１００分の１０以上

７　無効とする入札

（１）　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

（２）　入札に関する条件に違反した入札

（３）　積算内訳書を提出しない者のした入札

（４）　入札に参加する者がＩＣカードを不正に使用したと認められる入札

８　入札に参加する者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）に基づく土木工事業に係る建設業の許可（５，０００万円以上（建築一式工事の場合は、８，０００万円以上）の工事を下請させる場合は、特定建設業の許可）を有すること。

（３）　淡路市競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の工事種別に登

録されている者であること。

（４）　土木一式工事に係る法第２７条の２９第１項の規定による総合評定値Ｐが６５０から７９９までであること（有効期限１年７か月以内、直近の値）。

（５）　淡路市内に、入札参加資格工種の建設業の許可を受けた本社・本店（主たる営業所）又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受け、入札参加資格の工種の建設業の許可を受けた支店・営業所（従たる営業所）があり、１０年以上継続して営業実績があること。

（６）　上記（２）の許可に係る法第２７条の２９に規定する総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まであること。

なお、確認基準日においては、有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期限が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日までに有効な総合評定値通知書を有すること。

（７）　次に掲げる基準を満たす者をこの工事の現場に配置できること（配置予定技術者の届出は、３人以内とする。）。

ア　法第２６条の規定により、この工事の工種の技術者を適正に配置できること。

イ　監理技術者の配置を求める場合にあっては、監理技術者資格者証（土木工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（資格確認資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係）があること。

（８）　施工に当たって、上記（７）に掲げるもののほか、現場代理人その他必要な人員を適正に配置できること。

（９）　この入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、法第２８条に規定する指示又は営業停止の措置を受けていないこと。

(10)　この入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、淡路市指名停止基準に関する規程（平成１７年淡路市訓令第２１号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(11)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

(12)　淡路市暴力団排除条例（平成２５年淡路市条例第９号）第２条第１号に定める暴力団、同条第２号に定める暴力団員及び同条第３号に定める暴力団密接関係者でないこと（この事項に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他市が行う一切の措置に異議を述べないことを旨とする誓約書を提出すること。）。

(13)　資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和５年３月１３日市長決裁）の「３　入札を無効とする「関係する会社」の基準」に該当しない者であること。

9　入札参加申込等に関する事項

（1）　入札に参加しようとする者は、入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申込書（様式第２号）（以下「申込書」という。）及び資本関係及び人的関係確認書（別記様式）（以下「申込書等」という。）を、電子入札システムによる入札参加申込書の送信により提出しなければならない。

（2）　申込書の入手方法

入札参加希望者には、次のとおり申込書を交付する。

ア　交付場所　　淡路市役所１号館２階　総務部管財課
（淡路市生穂新島８番地）
淡路市ホームページからもダウンロードできる。

イ　交付期間　　令和８年３月１１日（水）から同月２３日（月）までの間（淡路市の休日を定める条例（平成１７年淡路市条例第２号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）

ウ　交付時間　　午前９時から午後５時までの間。ただし、最終日は、午後３時までとする（正午から午後１時までの間を除く。）。

エ　交付に係る費用　　無料

（3）　申込書の作成

申込書の作成は、申込書等に示す留意事項を厳守すること。

（4）　申込書の提出受付期限等

令和８年３月１１日（水）から同月２３日（月）までの間（市の休日を除く。）。ただし、最終日は、午後３時までとする。

10　入札参加資格の認定に関する事項

（1）　開札後、落札候補者に決定され、資格確認資料の提出を求められた者は、提出を指示された日の翌日から起算して２日以内（市の休日を除く。）に、次に掲げる資料（以下「資格確認資料」という。）を総務部管財課に各１部提出すること。

ア　配置予定技術者届（様式第４号）

イ　当該事業所が有資格者名簿に登録されている者にあっては、「土木工事業」の許可を有していることが分かる証明書等の写し（建設業の許可の写し等）

ウ　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（契約締結（予定）日に有効なものに限る。）

エ　配置予定技術者の雇用関係を確認する書類

オ　誓約書（淡路市契約からの暴力団等の排除に関する要綱（平成２５年淡路市告示第５２号）様式第１号に必要事項を記入し、押印すること。）

（2）　資格確認資料の審査の結果、入札参加資格の有無については、令和８年４月２０日

（月）までに電子メールにて通知する。

（３）　上記（２）の通知により入札参加資格がないと認定された者で、その認定に対して不服がある者は、市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由及びその説明（以下「参加できない理由等」という。）を求めることができる。

（４）　上記（３）の参加できない理由等を求める場合は、上記（２）の通知を行った日の翌日から起算して７日以内（市の休日を除く。）に、その旨を記載した書面を市長に提出すること。

（５）　市長は、参加できない理由等を求められたときは、その書面を受理した日の翌日から起算して７日以内（市の休日を除く。）に、書面により回答する。

（６）　上記（４）の書面の提出先及び提出時間は、次のとおりとする。

ア　提出先　　淡路市役所１号館２階　総務部管財課
　　電話（０７９９）６４－２５４０（直通）

イ　提出時間　　午前９時から午後５時までの間
　　（正午から午後１時までの間を除く。）

11　設計図書等の閲覧等に関する事項

（１）　この工事に係る設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）については、閲覧の方法で示すこととし、次によるものとする。ただし、契約書約款及び入札のしおりについては、設計図書等の閲覧場所において閲覧に付すほか、淡路市のホームページにおいても公開するものとする。

ア　閲覧場所　淡路市役所１号館２階　総務部管財課

イ　閲覧期間　令和８年３月１１日（水）から申込書の提出受付期限までの間（市の休日を除く。）

ウ　閲覧時間　午前９時から午後５時までの間（正午から午後１時までの間を除く。）

（２）　設計図書等の交付

ア　交付方法　設計図書等は電子配布の方法により交付するので、電子入札システムの淡路市ポータルサイトからダウンロードすること。
　なお、設計図書等のファイルは、パスワードを入力しなければダウンロードすることができないので、次のパスワードを入力すること。

設計図書パスワード「rNX2RTh」（半角英数字）

イ　交付期間　令和８年３月１１日（水）から同月２３日（月）までの間

12　設計図書等に対する質問及び回答

（１）　設計図書等に対する質問は、令和８年３月１２日（木）から同月３０日（月）まで

の間に、市長に対し、書面で行うこと。質問書の書式は、質疑回答様式とする。

（２）　質問書の受付については、淡路市総務部管財課において行う。

受付メールアドレス　nyusatsu@city.awaji.lg.jp

（３）　質問に対する回答は、令和８年３月２４日（火）から速やかに書面（以下「回答書」という。）により行う。また、提出された質問書及び回答書の内容は、淡路市ホームページにより他の申込者にも周知を図るものとする。

13　その他留意事項

（１）　申込書及び資格確認資料に係る説明会及び現場説明会は、実施しない。

（２）　申込書及び資格確認資料に係るヒアリングは、実施しない。ただし、市長が必要と認める場合には、説明を求めることがある。

（３）　提出された申込書及び資格確認資料は、返却しない。

なお、申込書及び資格確認資料は、淡路市情報公開条例（平成１７年淡路市条例第１５号）に基づく公開請求があった場合を除き、公開しないものとし、この工事の入札参加資格の確認及び配置予定技術者に関する事項等技術的適性の確認以外に無断で他に使用しない。

（４）　申込書及び資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（５）　申込書及び資格確認資料に虚偽の記載等の不正行為をした者は、入札参加資格を取り消すとともに、指名停止措置を行うことができる。

（６）　提出期限以後における申込書及び資格確認資料の差替え又は再提出は認めない。

（７）　この工事の配置予定技術者は、３人以内で届け出ることができる。落札となった場合は、資格確認資料に記載した技術者のうちから１人を当該工事の現場に配置するものとし、その技術者の資格が確認できる免許等を証する書面の写しを市長に提出しなければならない。

（８）　配置予定技術者について、同一の技術者を重複して複数の工事に配置予定し、入札参加申込みを行う場合において、これら複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより、この工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、契約希望金額が建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条に定める金額未満である場合を除いて、入札してはならず、直ちに入札参加申込みの取下げ又は辞退を行うこと。

（９）　落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、この工事現場に配置すること。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。また、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

当該配置技術者の途中交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次のアからウに掲げる場合を除き、契約期間中は、当該配置技術者の途中交代を認めない。

ア　受注者の責めによらない契約事項の変更に伴う場合

イ　工場から現地へ工事の現場が移行する場合

ウ　一つの契約工期が多年に及ぶなど工事工程上技術者の交代が合理的な場合

(10)　落札者は、契約の相手方として決定された日から起算して５日以内（市の休日を除く。）に契約を締結しなければ、当該落札はその効力を失う。ただし、この期間内に契約の締結に応じられないやむを得ない事情がある場合は、この期間を延長することができる。この場合において、落札者は、あらかじめ市長にその旨を通知し、承認を得なければならない。

(11)　上記(10)の規定は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年淡路市条例第５５号）第２条の規定により議会の議決に付さなければならない契約における仮契約書及び本契約書（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の規定に基づく契約書）の作成について準用する。

(12)　落札者決定後、配置予定技術者の専任違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

(13)　この工事の施工に当たっては、法のほか関連する法令等を遵守すること。

なお、法令等違反の事実が確認され、その内容が悪質であると認めるときは、当該契約の解除を含め、必要な措置を講ずるものとする。

(14)　申込書及び資格確認資料の審査の確認基準日は、入札参加申込期限日とする。

(15)　工期は、事情により変更することがある。

(16)　提出された積算内訳書に不備があり、その内容が重大であると判断されたときは、書面にて注意を行い、以後の指名等に反映させるとともに、必要があると認められる場合には、当該積算内訳書を公正取引委員会に提出することがある。

(17)　上記(16)の積算内訳書の様式は自由とするが、閲覧時に示した設計書に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を記載すること。また、提出に当たっては、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。

(18)　積算の疑義申立て

この入札は、淡路市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（平成３０年淡路市告示第４号。以下「疑義申立て要綱」という。）第２条第１項に規定する疑義申立ての対象であり、入札参加者（無効とする入札を行った者を除く。）は開札日から起算して３日目の正午（市の休日を除く。）までの間に疑義申立てを行うことができる。ただし、不調又は中止とした入札は、この限りでない。

(19)　落札者の取扱い

落札者の取扱いは、疑義申立て要綱第１０条の規定によるものとし、所定の手続を経た後に契約の相手方に決定する。

(20)　入札に参加する者は、設計図書等を熟知の上、入札のしおりに従い応札すること。

(21)　開札結果の通知方法

開札後は、開札結果に応じて次の通知書を電子入札システムにより発行する。

ア　落札候補者がある場合　　保留通知書

イ　再度入札を行う場合　　再入札通知書

第１回目の入札で落札候補者がない場合は、第２回目の再入札を、開札日当日に行う。

再入札の場合は、電子入札システムにより、再入札の時間を通知するので、第１回目の入札の開札状況を必ず確認すること。

ウ　入札を打ち切る場合　　取止め通知書

(22)　電子入札を紙入札により行う場合の手続等

淡路市電子入札運用基準（令和３年淡路市訓令第４号）（以下「電子入札運用基準」という。）第１５条の規定により、電子入札を紙入札により行うことについて承認を得ようとする入札に参加する者は、その理由を明らかにして、上記４（３）アの入札期間の前日までに紙入札承認願を提出し、市長の承認を得なければならないこと。この承認を受けた入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、電子入札運用基準によるもののほか、上記４の入札執行の日時及び場所に準じて紙入札を行う。ただし、提出方法等は、次のとおりとする。

ア　申込書等、入札書及び積算内訳書の提出場所　淡路市総務部管財課

イ　提出期間　上記４（３）アの入札期間

ウ　提出時間　午前９時から午後５時までの間（市の休日及び正午から午後１時までの間を除く。）最終日の提出期限は、午後１時までとする。

エ　提出方法　持参又は郵送（送達記録が分かる郵送方法に限る。上記アからウまでに指定する期間内の締切日時までに必着）

(23)　週休２日制度

本工事は、原則週休２日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休２日制度」の対象工事である。

(24)　熱中症対策制度

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事を実施する「熱中症対策制度」の対象工事である。

申込書及び資格確認資料の作成及び提出についての問い合わせ先等は、次のとおりとする。

ア　問い合わせ先　　淡路市総務部管財課
　　電話（０７９９）６４－２５４０（直通）
イ　問い合わせ期間　　公告日から資格確認資料の提出期限までの間
（市の休日及び正午から午後１時までの間を除く。）
ウ　受付時間　　午前９時から午後５時までの間
（市の休日及び正午から午後１時までの間を除く。）
エ　受付メールアドレス　nyusatsu@city.awaji.lg.jp